

「野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約書」新旧対照表

2019年3月25日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>第10条（投資計画の変更）</p> <p>1. お客様は、運用開始日の1ヶ月後の応当日（応当日がないときは、運用開始日以降、2回目の月末日）以降、次に掲げる事項（以下、「投資計画の変更」といいます）を行うことができます。但し、③ないし⑥に掲げる事項については、当社が予め用意する資産配分比率や乖離を許容する幅以外の数字へは変更できません。なお、①に掲げる事項と②に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。<u>また、提案書の内容によっては、投資計画の変更を行うことができない場合があります。</u></p> <p>①契約金額の増額（但し、1回当たり100万円以上1万円単位のものに限ります。以下、「増額」といいます）</p> <p>②契約金額の減額（但し、1回当たり1万円以上1万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます）</p> <p>③資産クラスの資産配分比率の変更</p> <p>④個別運用商品の資産配分比率の変更</p> <p>⑤資産クラスの資産配分比率と実際の数値との乖離を許容する幅の変更</p> <p>⑥個別運用商品の資産配分比率と実際の数値との乖離を許容する幅の変更</p> <p>2.～11.（省略）</p> <p>第11条（定時定額払戻）</p> <p>1. お客様は、運用開始日以降、当社の定める書面を提出することにより、運用資産を定期的に一部換金し、お客様にお支払いするサービス（以下、「定時定額払戻」といいます）の設定、変更または解除を行うことができます。<u>但し、提案書の内容によっては、定時定額払戻の設定、変更または解除を行うことができない場合があります。</u></p> <p>2.～7.（省略）</p>	<p>第10条（投資計画の変更）</p> <p>1. お客様は、運用開始日の1ヶ月後の応当日（応当日がないときは、運用開始日以降、2回目の月末日）以降、次に掲げる事項（以下、「投資計画の変更」といいます）を行うことができます。但し、③ないし⑥に掲げる事項については、当社が予め用意する資産配分比率や乖離を許容する幅以外の数字へは変更できません。なお、①に掲げる事項と②に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。</p> <p>①契約金額の増額（但し、1回当たり100万円以上1万円単位のものに限ります。以下、「増額」といいます）</p> <p>②契約金額の減額（但し、1回当たり1万円以上1万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます）</p> <p>③資産クラスの資産配分比率の変更</p> <p>④個別運用商品の資産配分比率の変更</p> <p>⑤資産クラスの資産配分比率と実際の数値との乖離を許容する幅の変更</p> <p>⑥個別運用商品の資産配分比率と実際の数値との乖離を許容する幅の変更</p> <p>2.～11.（省略）</p> <p>第11条（定時定額払戻）</p> <p>1. お客様は、運用開始日以降、当社の定める書面を提出することにより、運用資産を定期的に一部換金し、お客様にお支払いするサービス（以下、「定時定額払戻」といいます）の設定、変更または解除を行うことができます。</p> <p>2.～7.（省略）</p>

以上